

能勢町乗合タクシー 運行実施計画（案）



能勢PR キャラクター
「お浄・るりりん（白Tシャツ SD バージョン）」

令和5年（2023年）11月

能勢町

目 次

1. 背景と目的	1
2. これまでの取り組み状況	2
2.1 運行概要（令和6年2024年）3月まで	2
2.1.1 運行日	2
2.1.2 運行時間帯	3
2.2 運行実績	4
2.2.1 運行回数・乗車人数の推移	4
2.2.2 乗合運行回数・運行日あたり乗車人数	5
2.2.3 主な目的地	6
2.3 運行内容の見直し等	7
2.3.1 停留所の増設・移設	7
2.3.2 予約受付時間の変更	7
2.3.3 実証運行期間の見直し	7
2.3.4 東地域への運行拡大（新規）	8
3. 運行概要	9
3.1 乗合タクシーの運行概要	9
3.2 運行区域	9
3.3 運行日	12
3.4 運行時間帯	12
3.5 運賃	13
3.6 利用対象者	17
3.7 予約方法	17
4. 運営方法	17
4.1 事業主体	17
4.2 運行主体	17
5. 期待される事業の効果	18
6. 実施時期	18
7. 評価指標と目標値	19
7.1 評価指標設定の考え方	19
7.2 評価指標の設定	19
7.3 目標値の設定	20
7.4 事業の評価を行うに当たって留意点	20

1. 背景と目的

本町は鉄道がなく、町外の鉄道駅等への移動手段としての役割を担う路線バスが 2 路線（西能勢線と妙見口能勢線）運行しています。一方で、町域が 98.75km²、東西約 15km、南北約 12km と比較的広いことから、バス交通を補完するため、平成 17 年（2005 年）に福祉有償運送、平成 19 年（2007 年）に過疎地有償運送（現：交通空白地有償運送）を開始しています。

しかしながら、公共交通を取り巻く環境は厳しい状況にあり、利用者の減少とともに、バス乗務員は慢性的に不足しており、現在のサービス水準の維持が困難な状況にあることから、路線バスの一部区間の廃止や減便が実施されています。また、バス路線の維持についても、地方バス路線維持費補助金の公費負担が増加しています。一方で、高齢化の進展による生活交通に対するニーズの高まりや、高校生等の通学対策など、移動手段の確保がより求められている状況にあります。

このような状況を踏まえ、令和 4 年（2022 年）3 月に策定した今後の公共交通施策の推進に係る公共交通のマスタープランとなる「能勢町地域公共交通計画」の目標を達成するために地域における利用ニーズを把握するため、乗合タクシーの実証運行を令和 4 年（2022 年）7 月 1 日から道路運送法第 21 条許可により運行を開始しています。

乗合タクシーの実証運行は、運行開始から 1 年後の令和 5 年（2023 年）6 月末までを予定していましたが利用状況を踏まえ、実証運行期間を令和 6 年（2024 年）3 月末まで延長することとなり、令和 5 年（2023 年）7 月 1 日以降も引き続き、道路運送法第 21 条許可により運行を継続しています。

本計画は、道路運送法第 21 条許可により実施した実証運行から妙見口能勢線の見直しに合わせた東地域への運行区域拡大に合わせて、能勢町乗合タクシーの本格運行を行うために定めるものです。

2. これまでの取り組み状況

乗合タクシーの実証運行は、主に路線バスが運行していない地域（交通空白地）などを対象に、地域住民の日常生活に必要な町内の交通手段を確保するため、令和4年（2022年）7月1日から道路運送法第21条許可により運行を開始しています。

2.1 運行概要（令和6年2024年）3月まで）

2.1.1 運行日

運行日は、以下のとおり。

- ・運行日：平日を基本とし、以下の地区毎に週3日とする
 - ① 天王地区、岐尼地区の一部：火・木・土の週3日
 - ② 久佐々地区の一部、田尻地区：月・水・金の週3日
- ※祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は除く

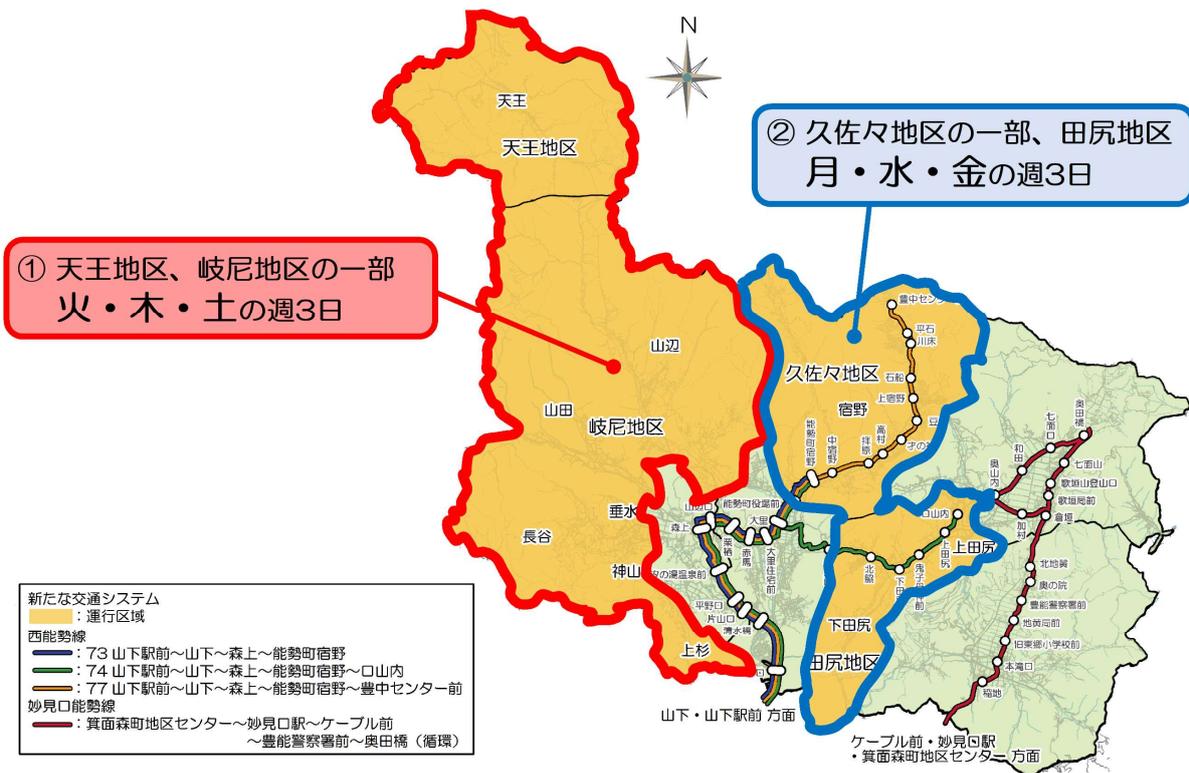


図 2.1 運行日の概要（令和6年2024年）3月まで）

2.1.2 運行時間帯

運行時間帯は以下のとおりとします。田尻地区及び久佐々地区の一部は、路線バスが運行している時間帯においてダイヤ設定を行わないものとします。

- 運行時間帯：概ね8時台から概ね17時台

※田尻地区及び久佐々地区の一部は路線バスが運行している時間帯においてダイヤ設定を行わない

【天王地区・岐尼地区】

運行ダイヤ					
午前	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00
午後	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00

【田尻地区】

運行ダイヤ					
午前	-	9:00	10:00	11:00	12:00
午後	13:00	14:00	-	-	-

【久佐々地区の一部】

運行ダイヤ					
午前	8:00	9:00	-	-	12:00
午後	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00

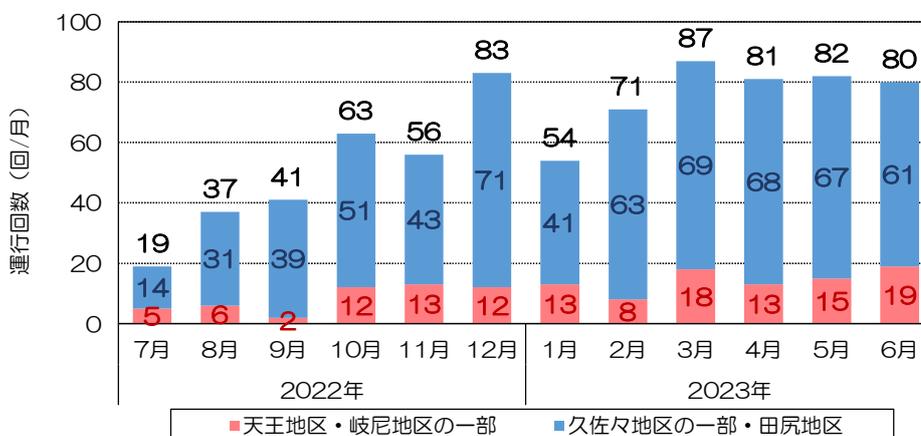
2.2 運行実績

2.2.1 運行回数・乗車人数の推移

運行回数は、6月時点で80回/月であり、運行開始した令和4年（2022年）7月と比べて約4.2倍となっています。運行エリア別で見ると、天王地区・岐尼地区の一部は、3月以降では概ね13～19回/月、久佐々地区の一部・田尻地区は、2月以降では概ね61～69回/月で推移しています。

稼働率（設定した運行日に対して実際に運行した日の割合）は、約5割から約8割で推移しています。

乗車人数は、6月時点で99人/月であり、運行開始した令和4年（2022年）7月と比べて約3.7倍になっています。運行エリア別で見ると、天王地区・岐尼地区の一部は、3月以降では概ね14～21人/月、久佐々地区の一部・田尻地区は、3月以降では概ね78～93人/月で推移しています。



稼働率の推移	2022年						2023年					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
全体	56.0%	57.7%	50.0%	68.0%	62.5%	79.2%	69.6%	77.3%	76.9%	79.2%	79.2%	76.9%
天王地区・岐尼地区の一部	30.8%	33.3%	7.7%	38.5%	25.0%	58.3%	58.3%	50.0%	58.3%	58.3%	58.3%	61.5%
久佐々地区の一部・田尻地区	83.3%	78.6%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	81.8%	100.0%	92.9%	100.0%	100.0%	92.3%

※表示桁数の関係により、計算値が一致しないことがある

図 2.2 運行回数と稼働率の推移（令和4年（2022年）7月～令和5年（2023年）6月）

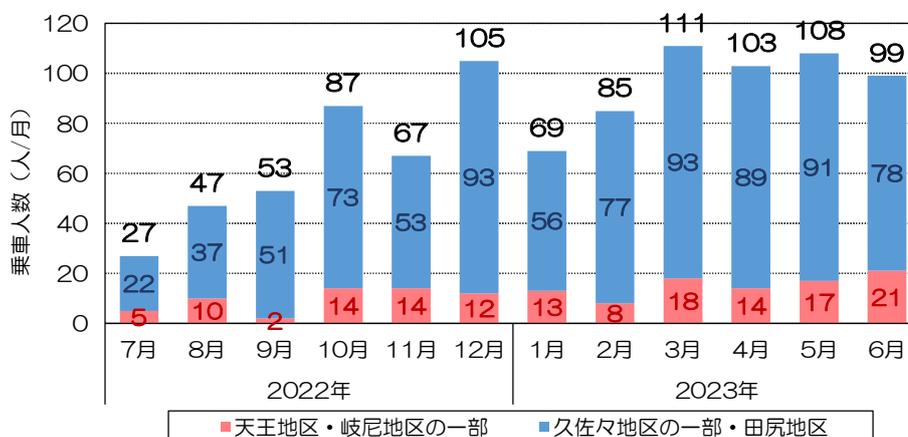
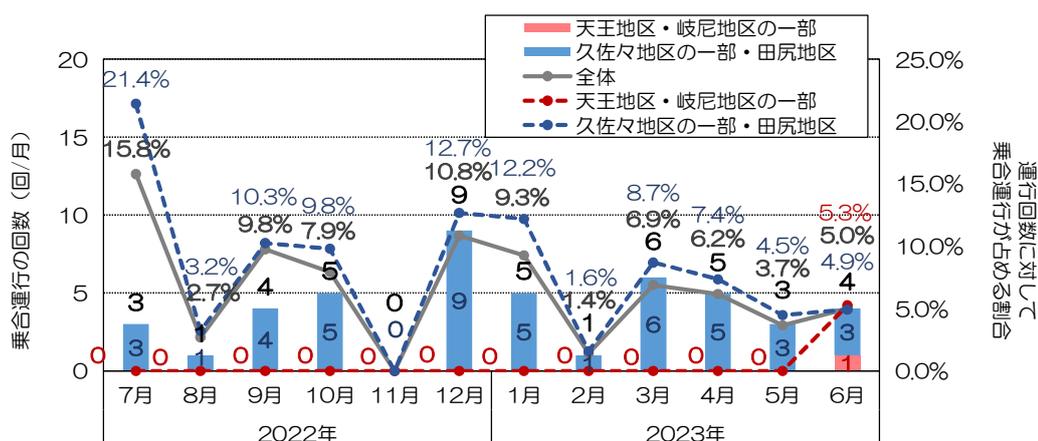


図 2.3 乗車人数の推移（令和4年（2022年）7月～令和5年（2023年）6月）

2.2.2 乗合運行回数・運行日あたり乗車人数

乗合運行回数は、1回/月から9回/月で推移しており、運行月によってばらつきが見られます。また、運行回数に対して乗合運行が占める割合は、概ね約1割前後で推移しています。運行エリア別で見ると、天王地区・岐尼地区の一部は令和5年（2023年）6月の1回のみであり、他は全て久佐々地区の一部・田尻地区での運行となっています。

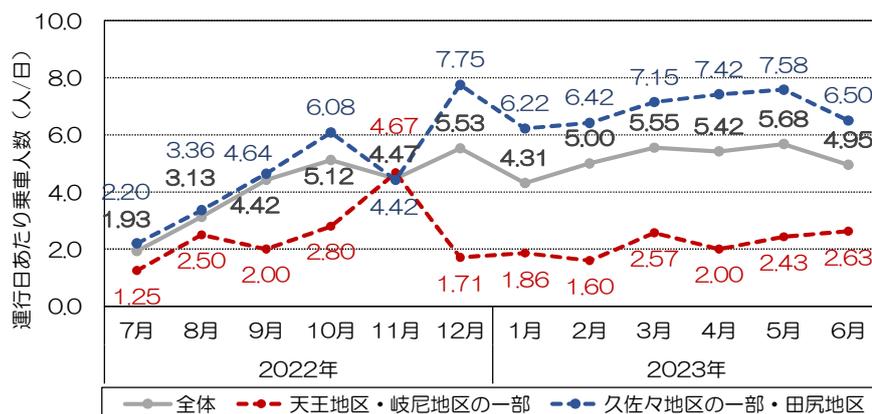
運行日あたり乗車人数は、運行開始した令和4年（2022年）7月から10月にかけて増加したのち、概ね横ばい傾向にあり、6月時点で4.95人/日です。運行エリア別で見ると、天王地区・岐尼地区の一部は、3月以降では2.00～2.63人/日、久佐々地区の一部・田尻地区は、3月以降では6.50～7.58人/日で推移しています。



※ 乗合運行は、異なる予約者同士が乗り合って利用する運行回数をカウントしたものであり、家族や同伴者等の同一グループによる複数乗車は含まない。

※表示桁数の関係により、計算値が一致しないことがある

図 2.4 乗合運行回数の推移（令和4年（2022年）7月～令和5年（2023年）6月）



※表示桁数の関係により、計算値が一致しないことがある

●住民アンケート結果をもとに試算した想定人数
1日あたり20人

図 2.5 運行日あたり乗車人数（令和4年（2022年）7月～令和5年（2023年）6月）

2.2.3 主な目的地

主な目的地は、「山辺口」が最も多く、次いで「ジャパン能勢店・柏木歯科医院」、「森上」、「能勢町宿野」、「能勢町役場前」となっています。

各停留所の乗車及び降車別で見ると、目的地の停留所での降車は、「山辺口」や「森上」が多く、町内の生活関連施設へ行くために利用されていることが考えられます。目的地の停留所からの乗車は、「山辺口」や「能勢町宿野」、「ジャパン能勢店・柏木歯科医院」が多く、町内の生活関連施設利用後の帰宅や路線バスからの乗継のために利用されていることが考えられます。

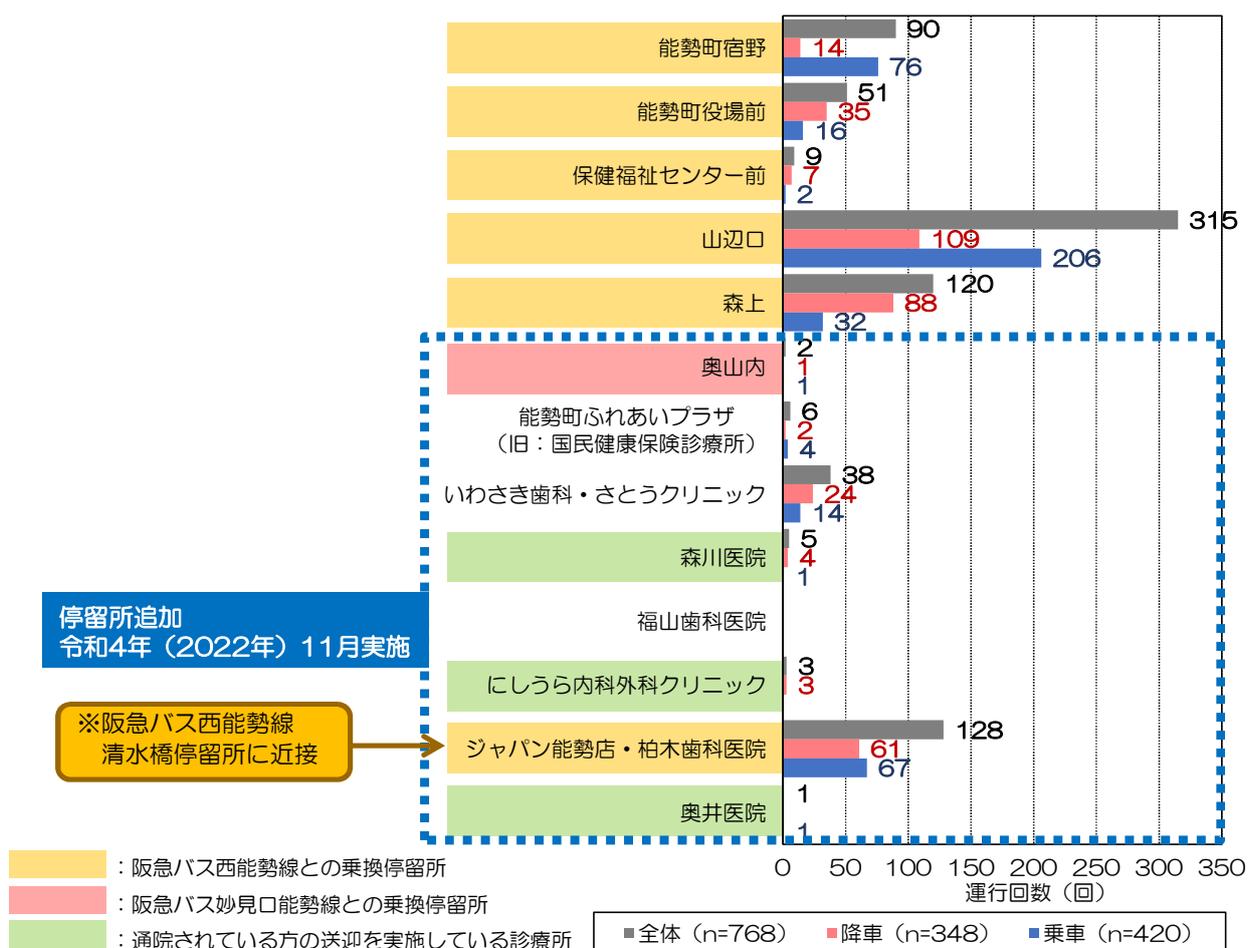


図 2.6 主な目的地（令和4年（2022年）7月～令和5年（2023年）6月）

2.3 運行内容の見直し等

2.3.1 停留所の増設・移設

令和4年（2022年）11月から町内の医療機関への通院及び阪急バス妙見口能勢線への乗継利用が可能となる停留所を追加しています。

また、令和5年（2023年）4月から国民健康保険診療所の移転により、停留所を変更しています。

2.3.2 予約受付時間の変更

令和5年（2023年）4月から予約受付時間の変更を行っています。

前日までの予約受付を基本としますが、急な予定の変更等に対応するため、乗車日当日の10時までに電話予約を受け付けた場合、平日の13時以降の便に限り、当日でもご乗車いただけます。なお、土曜日の運行は対象外です。

令和4年 11月1日から追加予定
能勢町乗合タクシー 停留所を追加します！
お待たせしました！ おでかけや通院にご利用ください

追加停留所 <医療機関>
・奥井医院
・にしうら内科外科クリニック
・森川医院
・国民健康保険診療所
・いゆさき歯科・さとうクリニック
・柏木歯科医院（ジャパン能勢店）
・福山歯科医院

<路線バス停>
・奥山内（妙見口能勢線）
路線バス（妙見口能勢線）に乗り継ぎが可能に！

乗合タクシーの詳細については、町ホームページやご利用ガイドをご覧ください。なお、ご利用ガイドは、令和4年6月広報に折込みしていますが、役場などの公共施設にも配架しています。予約方法などのご不明点がございましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

<お問合せ先> 予約センター（能勢町役場内）
☎(072) 734-6632 (受付時間 平日8:30~16:30)

能勢町乗合タクシー 実証運行期間を延長します
令和5年10月末まで
積極的なご利用をお願いします
※引き続き、利用状況をみながら本格運行に向けて検討を進めます。
※今後の検討により実証運行期間が再度、延長になる可能性があります。

■ 令和5年4月から運行内容を一部変更いたします

変更点①
能勢町ふれあいプラザへ乗合タクシーがご利用いただけます
・国民健康保険診療所の移転により停留所を変更します。
（移転により、これまでの国民健康保険診療所の停留所はご利用できません）
・乗合タクシーの停留所一覧は裏面をご覧ください。

変更点②
平日の13時以降の便で当日乗車が可能に
予約状況によりご利用にならない場合もありますので、前日までのご予約をおすすめします。

・前日までの予約受付を基本としますが、急な予定の変更等に対応するため、乗車日当日の10時までに電話予約を受け付けた場合、平日の13時以降の便に限り、当日でもご乗車いただけます（土曜日の運行は対象外です）。

予約方法などのご不明点がございましたら、お気軽に下記までお問い合わせください。

<お問合せ先> 予約センター（能勢町役場内）
☎(072) 734-6632 (受付時間 平日8:30~16:30)

図 2.7 運行内容の見直しの告知チラシ

（左：令和4年（2022年）11月実施、右：令和5年（2023年）4月実施）

2.3.3 実証運行期間の見直し

実証運行は、運行開始から1年後の令和5年（2023年）6月末までを予定していましたが、当初の想定よりも利用者が少ない状況、停留所追加（令和4年（2022年）11月実施・令和5年（2023年）4月実施）及び予約受付時間の変更（令和5年（2023年）4月実施）による効果などを検証していく必要があり実証運行を延長することとなりました。

2.3.4 東地域への運行拡大（新規）

東地域は、町外の妙見口駅を結ぶ路線バス妙見口能勢線が運行しています。妙見口能勢線の運行にあたっては、運行経費の赤字分を能勢町が補助金として全額負担していますが、負担金額の増加及び利用者の減少傾向が続いています。また、東地域の吉野地区、杉原地区、野間大原地区等の公共交通が乗入れていない交通空白地も存在しています。

路線バス妙見口能勢線は、今後も好転する見込みが低いことから、需要規模に応じた見直しを令和6年4月実施予定です。この妙見口能勢線の見直し実施に合わせて、東地域の交通空白地解消と東地域と西地域間の町内移動拡充を図るため、能勢町乗合タクシーの運行区域を東地域へと拡大する予定です。

3. 運行概要

3.1 乗合タクシーの運行概要

令和6年（2024年）4月以降の乗合タクシーの運行概要は、以下のとおりとします。

- 交通モード（運行車両）：**乗合タクシー**
(車両はセダン型・ワンボックス 各1台)
※ワンボックス車両は14人乗りあるいは10人以下を想定
- 運行形態：デマンド型交通
- 運行方式：自由経路ミーティングポイント型

※車両は、令和6年（2024年）4月から運行開始する定時定路線による運行する妙見口能勢線と併用します（ワンボックス1台）。

3.2 運行区域

運行区域は、交通空白地の改善や住民の移動手段の確保を図ることを目的として、主要な公共施設、買い物施設及び医療機関等と次ページの運行区域一覧に示す能勢町内各地を結ぶものとして、乗降場所は、各地区の拠点となる公民館や集会所をはじめ、公民館や集会所等から離れた地区のゴミステーション等に停留所（ミーティングポイント）を設置します。

令和6年（2024年）4月以降の運行区域は、東地域の歌垣地区と東郷地区を含めた区域になります。

- 主要な公共施設である能勢町役場、浄るりシアター、保健福祉センター及び令和5年（2023年）4月に開設した能勢町ふれあいプラザ等をはじめ、買い物施設及び医療機関等と各地区を結ぶルートとする。
- 停留所は、既存のタクシー及び公共交通空白地有償運送との役割分担を踏まえ、上記施設及び町内の各地区の拠点となる公民館や集会所、公民館や集会所から離れた地区のゴミステーション等に設置する。

●運行区域一覧

西地域			主な目的地
天王地区	岐尼地区	久佐々地区	
天王	山辺 山田 垂水 長谷 神山 上杉	宿野	森上停留所(西能勢線) 山辺口停留所(西能勢線) 能勢町保健福祉センター 能勢町役場 能勢町宿野停留所(西能勢線) 口山内停留所(西能勢線) 奥山内停留所(妙見口能勢線)
東地域			能勢町ふれあいプラザ いわさき歯科・さとうクリニック 森川医院 福山歯科医院 にしうら内科外科クリニック ジャパン能勢店 奥井医院
歌垣地区	東郷地区	田尻地区	
吉野 倉垣 山内 杉原	地黄 野間西山 野間出野 野間稲地 野間大原 野間中	上田尻 下田尻	

赤色文字：令和6年(2024年)4月から運行区域が拡大する地区
※同一事業者による運行を前提として記載



図 3.1 乗合タクシーの運行区域

3.3 運行日

運行日は、以下のとおりとします。

- ・運行日：平日（月曜日から金曜日）の週5日
※祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は除く



図 3.3 運行日の概要

3.4 運行時間帯

運行時間帯は、以下のとおりとします。

- ・運行時間帯：概ね8時台から概ね17時台（各地区共通）

- ※同一事業者による運行を想定しています。
- ※今後の協議・調整等により変更することがあります。

3.5 運賃

運賃は、持続可能な交通体系の実現を図るために、一定の利用者負担を求めることを基本とします。また、運賃体系はわかりやすいものとし、既存の路線バス、タクシー及び公共交通空白地有償運送の運賃及びサービス水準とのバランスを考慮したものとします。

また、多頻度利用者への料金負担も考慮し、回数券を導入します。回数券の販売場所は、能勢町役場及び能勢町ふれあいプラザ内の住民サービスセンターなどを予定しています。

●デマンド型乗合タクシーの運賃

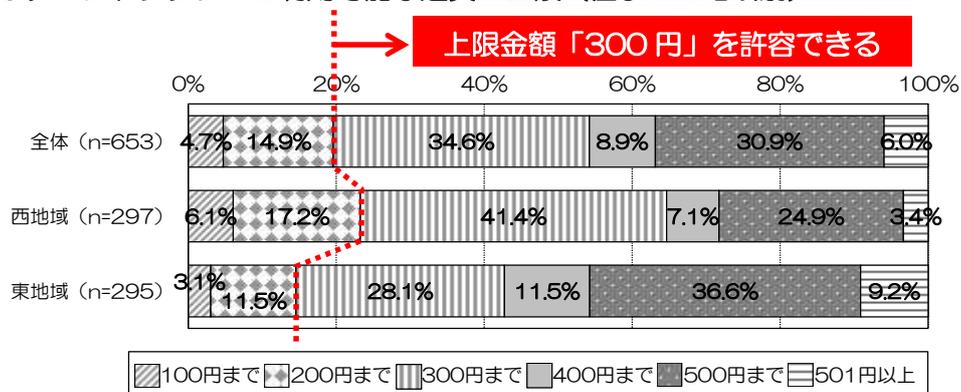
- 運賃体系は、運行区域が町の一部地域であるため、均一料金とする。
- 運賃は、一乗車大人（中学生以上）300円とする。
- 小児（小学生以下）は150円とする。（※1歳未満の乳児は無料。また、大人が同伴の場合、大人1人につき小学生未満の幼児1人を無料とする。）
- 回数券は11枚綴り3,000円とする（※大人運賃のみ）。
- 次のいずれかに該当する者並びにその介護人及び付添人のうち必要と認められた者については、大人150円、小児100円とする。
 - ①身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
 - ②都道府県知事の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者
 - ③児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条の4及び第41条から第44条までに規定する諸施設により養護等を受けている者であって、保護施設の長が発行する所定の運賃割引証を提出した者
 - ④精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

【参考】デマンドタクシーの利用可能な運賃の上限

令和2年（2020年）10月に実施した住民アンケートでは、新たな交通システム（デマンドタクシー）の利用意向において、利用可能な運賃の上限に関する設問があります。

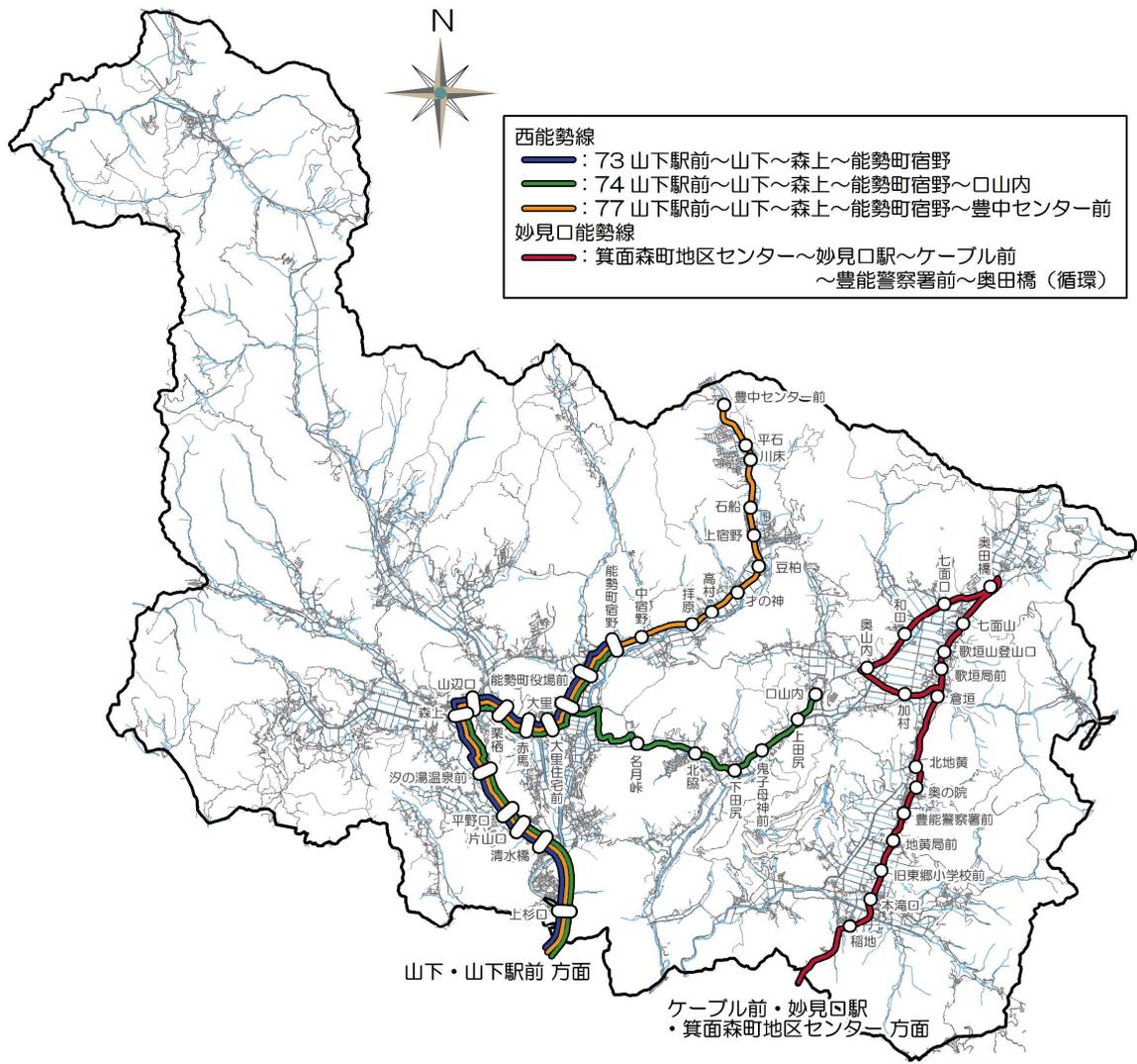
新たな交通システム（デマンドタクシー）の利用可能な運賃の上限は、上限運賃が300円を許容できる方割合が約80%を占めています。また、地域別で見ると、東地域では西地域に比べて、許容できる運賃を高い金額で回答している割合が高くなっています。

●デマンドタクシーの利用可能な運賃の上限（住まいの地域別）



※表示桁数の関係により、計算値が一致しないことがある
 ※住民アンケート調査結果（令和2年（2020年）10月に実施）

【参考】能勢町における路線バスネットワーク



3.6 利用対象者

利用対象者は、以下のとおりとします。

- 乗合タクシーの運行にあたっては、現在、路線バスが運行していない地域を主な対象とし、地域住民の移動手段の確保を図るものとするため、利用対象者を能勢町民及び能勢町への通勤者・通学者とする。
- また、会員登録は行わないものとする。

• 利用対象者は能勢町民及び能勢町への通勤者・通学者とし、会員登録は行わないものとする

3.7 予約方法

予約方法は、以下のとおりとします。

- 乗車を希望する日の1週間前（7日前）から前日の16:30までに予約センターへ電話で予約することを基本とするが、急な予定の変更等に対応するため、乗車日当日の10:00までに電話予約を受け付けた場合、平日の13:00以降の便に限り、当日の乗車を可能とする（※土曜日の運行は対象外）。
- 予約センターは町役場内に開設し、町職員により予約受付を行うものとする。
- 予約受付終了後に運行事業者へ予約状況を共有するものとする。

※ 予約受付時間は町役場の開庁日（平日 8:30～16:30）とする。運行日の前日が休日の場合は、その直前の開庁日の受付時間まで予約を受け付けるものとする。

4. 運営方法

4.1 事業主体

事業主体は、交通空白地の改善を主体的に取り組み、事業の収益性に左右されることなく継続的に行う必要があることから、**能勢町**とします。

4.2 運行主体

安全性確保等の観点から、道路運送法第4条で規定される**一般旅客自動車運送事業者（タクシー事業者等）**による運行とします。

5. 期待される事業の効果

乗合タクシーが運行することにより期待される効果を以下に示します。

●期待される事業の効果

- ・ 交通不便地における移動手段の確保
- ・ 主要な公共施設や日常生活に必要な商業施設等をはじめ、町外へのアクセス機能を有する路線バスへのアクセス確保
- ・ 高齢者等の外出機会の増加
- ・ 乗り合い利用による住民同士の交流機会の増加
- ・ 外出機会及び交流機会の増加による地域活性化

6. 実施時期

実施予定日：令和6年（2024年）4月

※道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業による運行とする。

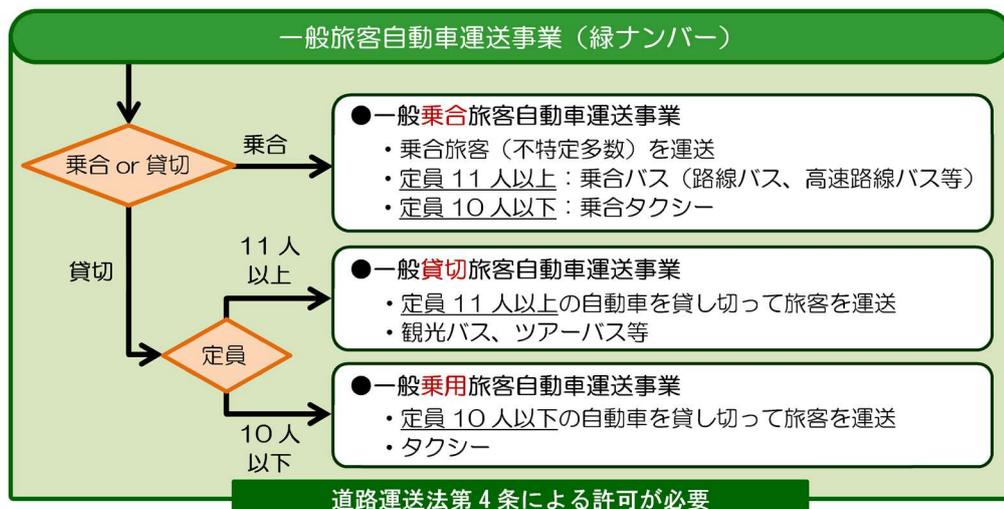
●道路運送法

道路運送法には、路線バスやタクシーなどの“他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業”である『旅客自動車運送事業』について規定しており、公共交通を運行する場合に守るべき基本的な法律の1つになる。

公共交通は、運賃等（対価）をもらって運行することが基本となるため、原則として「緑ナンバー（事業用）」の車両を使用することになる。

ただし、例外的に「白ナンバー（自家用）」の車両を使用できる場合があり、白ナンバーで運行する公共交通を『自家用有償旅客運送』、緑ナンバーで運行する公共交通を『一般旅客自動車運送事業』という。

●一般旅客自動車運送事業の種類



※国土交通省資料をもとに作成

7. 評価指標と目標値

7.1 評価指標設定の考え方

乗合タクシー運行事業に係る評価指標の達成度や進捗を点検評価し、適切な進捗管理を行うものとします。

評価指標が達成されない場合は、改善策の検討・実施を行い、目標が達成された場合でも利便性向上に向けた改善策の検討・実施を行うものとします。

また、評価指標の設定に当たっては、指標の測定のための情報・データの入手が過重な負担とならないものとします。

7.2 評価指標の設定

持続可能な交通システムの実現に向けて、運行継続・運行内容の見直しの判定を行うために、現行の「評価指標」を継続して設定し、以下に示す項目を評価することで、引き続き、事業としての方向性を検討します。

① 運行日あたり利用者数

- ・ 利用状況を評価するため、「運行日あたり利用者数」を評価指標として設定

② 1便あたり利用者数

- ・ 乗合交通としての運行状況を評価するため、「1便あたり利用者数」を評価指標として設定

③ 設定運行日に対する実運行日数（稼働日割合）

- ・ 公共交通として定常的、継続的な利用がされているかを評価するため、「設定運行日に対する実運行日数」を評価指標として設定

④ 実利用者数

- ・ 乗合タクシーの運行に関する情報が正しく伝わり、その他に移動手段がない等、本当に必要な人が利用しているかどうか、かつ利用者に偏りが生じていないかどうかを測る指標として、「実利用者数」を評価指標として設定

7.3 目標値の設定

評価指標・項目	目標値
運行日あたり利用者数	25.00/日
1便あたり利用者数	1.50人
設定運行日に対する実運行日数の割合 (稼働日割合)	100.0%
実利用者数	100人

7.4 事業の評価を行うに当たって留意点

乗合タクシー運行事業の評価を行うに当たっては、上記の評価指標に加えて、地域交通の多面的な効果にも留意するものとします。

(例)

- 乗合タクシーの導入により、路線バスの利用者増加につながっているか。
- 日常生活に必要な移動手段として乗合タクシーが活用され、買い物や病院等へのアクセスを確保しているか。
- 乗合タクシーが町内の各地を運行することで、地域の賑わいづくりに寄与しているか。



出典：クロスセクター効果「地域公共交通赤字＝廃止でいいの？」(国土交通省近畿運輸局)

図 7.1 公共交通政策と関係する行政分野の概念